

補助金制度についてのQ&A

【補助対象について】

Q. 放課後等デイサービスや日中一時支援は補助の対象になりますか？

A. いいえ、公費による負担援助を受けている施設利用は対象外です。

Q. 過去1年間の欠席日数が分からない場合はどうすればよいですか？

A. 在籍校に問い合わせ、正確な日数を確認してください。

Q. 他市町村からの転入の場合、前籍校と在籍校の欠席日数は合算できますか？

A. はい、過去1年以内の出欠状況であれば、合算できます。

Q. 在籍校が私立学校でも補助対象になりますか？

A. はい、国公立・私立を問わず岡山市在住であれば対象となります。

Q. どの施設でも対象になりますか？

A. いいえ、岡山市教育委員会に「登録」された民間施設のみが対象です。教育支援課HPの「登録施設一覧」から確認してください。

Q. 土日、夏休みなどの長期休業中、行事の振替休日、学級閉鎖の日などの施設利用は補助対象になりますか？

A. いいえ、学校の「授業日（行事日含む）」のみが補助対象です。

Q. 午前中だけ登校し、午後から施設を利用した日は補助対象になりますか？

A. はい、授業時間内に施設を利用していれば対象となります。

Q. オンライン利用は補助対象ですか？

A. いいえ、通所による利用が条件であり、通所を伴わないオンライン利用は対象外です。通所とオンラインを併用している場合は、通所に関しての利用分のみが補助対象となります。

Q. 定額の利用料金を毎月払っていて、施設の利用が1度もなかった月も申請すれば補助対象になりますか？

A. いいえ、利用実績に基づいて月ごとに補助されるため、実績がない月は対象外です。申請の際は、通所回数「〇回」、授業日の通所について支払い済の利用料「〇円」と回答してください。

補助金制度についてのQ&A

【交付の申請について】

Q. 複数の登録施設を利用している場合の申請はどうすればよいですか？

A. 申請はそれぞれの施設について行ってください。それぞれの利用料を合計した額を補助金額の算定基礎とします。

Q. 兄弟で同じ民間施設を利用している場合の申請はどうすればよいですか？

A. こども1人につき1件ずつの申請が必要です。

Q. 各月の授業日の通所回数や利用料金が正しいか分からない場合はどうすればよいですか？

A. 利用施設への確認をお願いします。また、施設が発行する様式第2号（実績証明書）の内容と合うようにしてください。

Q. 教育委員会が市税の滞納を調べるのはいつの時点でしょうか？

A. 申請順に調べます。各期の申請期限が最終確認日となります。

Q. 利用料金の支払前に補助金をもらえますか？

A. いいえ、実際に支払済の利用料に対して補助が行われます。申請後、約1カ月後を目途に指定口座に振り込まれます。

Q. 民間施設、学校、教育委員会は何についての情報を共有しますか？

A. 欠席状況、通所実績、支援計画などの要件確認に必要な情報を共有します。

Q. 年度途中で利用施設を変更した場合の手続きはどうすればよいですか？

A. 各施設から実績証明書（様式第2号）を取得し、あわせて申請してください。

Q. 補助金についての問い合わせ先はどこですか？

A. 岡山市教育委員会 教育支援課 多様な学び支援室です。TEL086-803-1397